

令和4年11月第2回臨時会会議録

令和4年豊郷町議会11月臨時会は、令和4年11月28日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
地域整備課長兼上下水道課長	山 田 裕 樹
教 育 次 長	小 西 直 美

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書 記	神 辺 功

5、提案された議案は次のとおり

- 議第 6 1 号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和 4 年度豊郷町一般会計補正予算 (第 5 号))
- 議第 6 2 号 契約の締結につき議決を求めることについて
(豊郷町立小学校他大型提示装置調達および設置業務)
- 議第 6 3 号 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第 6 4 号 豊郷町特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例
の一部を改正する条例案
- 議第 6 5 号 令和 4 年度豊郷町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議題 6 6 号 令和 4 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議第 6 7 号 令和 4 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 6 8 号 令和 4 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 6 9 号 令和 4 年度豊郷町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

河合議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年11月第2回豊郷町議会臨時会を開会いたします。ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって第2回臨時会は成立いたしました。本日の会議を開きます。

(午前9時08分)

最初に、注意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いをいたします。また会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いをいたします。そうした中でも、特にお願いをしておきたいのは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いをいたします。

会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、日比野雄二君、3番、中島政幸君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

それでは、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の委員の辞任については、委員会条例第12条第2項の規定に基づき、私、河合勇、西澤清正議員の両名が、広報常任委員を辞任したのでご承知ください。

日程第4、議第61号専決処分につき承認を求めることについて（令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第2回豊郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私何かとご多用な中、ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政各般にわたりまして、格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会には、報告案件1件、契約議決1件、条例改正2件、令和4年度豊郷町一般会計及び各特別会計の補正予算案件5件の計9件の議案を提案させていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第61号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

専決処分いたしましたのは、令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第5号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,907万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を53億96万6,000円とするものでございます。

歳入では国庫支出金1億1,396万4,000円、繰入金510万8,000円を追加し、歳出では民生費5,115万8,000円、衛生費3,953万2,000円、教育費2,838万2,000円を追加するものであります。

歳入では新型コロナウイルスワクチン関連の負担金、補助金及び子育て世帯等臨時特別給付金事業補助金を、歳出ではワクチン事業給付金事業及び教育費でリモート学習にも活用が可能な大型提示装置の備品購入費を追加しております。ワクチン関連予算については、接種間隔が従来の5か月から3か月に短縮されたことに伴い11月初旬から実施が必要となったこと、また子育て世帯等臨時特別給付金については、12月中の支給に向けて11月には通知を行う必要があったこと、備品については世界的な半導体不足のため、3月中の事業完了に向けては、一日でも早く入手の手続を行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、10月4日付で専決処分をいたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 歳出のところで、7ページの目1社会福祉総務費の中で、負補交で電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金というのがあるんですが、これにつきまして対象者、これ5万円というあれだと思んですが、対象者の人数と住民税非課

税世帯とか、そういう対象なのか、生活保護世帯も含まれるのか、これについて担当課の方の説明をお願いしたいと思います。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 改めておはようございます。

それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

今ほどご質疑のありました電力・ガス・食料品等高騰支援給付金につきましては、議員おっしゃったとおり5万円の給付ということで、非課税世帯の支給になってまいります。対象者のニーズについては、ちょっと総務課の方では把握しきれておりませんので、また改めてちょっとご報告させていただきたいという形をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 はい、結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第61号専決処分につき承認を求めることについて（令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。

よって、議第61号は承認することに決定されました。

日程第5、議第62号契約の締結につき議決を求めることについて（豊郷町立小学校他大型提示装置調達および設置業務）を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第62号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

令和4年度物品・役務第005号、豊郷町立小学校他大型提示装置調達および設置業務の入札を、令和4年11月14日に指名競争入札により執行いたしま

したところ、所在地、滋賀県彦根市芹川町593-1、名称、アケボノ特機株式会社、代表取締役、澤田和重氏が、2,500万円で落札しましたので、請負契約金額2,750万円で仮契約を結んだところであります。この請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決をお願いするものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。ご提案説明といたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 これは、豊郷町立小学校他大型提示装置調達および設置業務ということで、電子黒板の入札をしたのかなという感じがするんですが、これは国の交付金も入ってくるという話ですが、当初プロジェクターで揃えてやっていきたいというのがこっちに移行するメリット、それからその電子黒板ってこの周辺でどの辺が活用してやっている小中学校、町外のところあるんでしょうか。どういうふうに活用しているのか。先生たちが、これはぜひいいと言って欲しいと言うて、それをお願いしているのか、その経過を説明していただけますか。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

電子黒板のメリットでございますが、当初、この大型提示装置、電子黒板を入れるに当たりまして、今年度検討してまいりました。

最初に、令和2年度のGIGAスクール構想実施によりまして、児童生徒一人ひとりが1台端末を持ちまして、教師用のタブレットから無線でプロジェクターへ画像が転送するように整備させていただいて、事業での活用が期待できるところでございました。

ただし、平成23年度に導入しました現在のプロジェクターにつきましては、経年劣化はしてきましたが、使用が少ない教室用のプロジェクターとかを代用して使ってまいりました。

今回、購入することとさせていただきましてのは、コロナ禍で加速しました遠隔事業の対応でありましたりとか、今後デジタル教科書の導入に伴いますICT活用の幅が広がる電子黒板、もしくは電子黒板機能つきのプロジェクターを導入することの検討させていただいていたところでございます。

昨今5月に電子黒板、プロジェクター、どのようにしていくのかということ

検討してまいりまして、近隣で実績のあります愛知川東小学校の方に視察に行きましたりとか、草津小学校の方へ視察してまいりました。その後、教職員の研修会で電子黒板の説明等を行いまして、各学校に希望がどのような方法がいいのかということを書いてまいりました。その結果、電子黒板を小学校に入れさせていただくことと決定させていただいたところです。

近隣につきましては、今言いましたように、愛荘町の方で入れておられるのと、甲良町では数台入れておられるというふうには聞いております。

メリットにつきましては、今現在プロジェクターにつきましては、カーテンを閉めないと見にくいというところもございますが、電子黒板を入れることによりまして、カーテンを閉めることなく、明るい場所での子どもたちへの提示ができることと、スマートフォンみたいに大きくなったものというふうには解釈しているんですけども、そちらの方に書き込んだりとか、画像がきれいに見えるということが大きなメリットであるのと、あとそちらの方にタッチペンを用いまして書き入れることができるということが大きな要因であるかと思っております。

これからは、デジタル教科書等も用いることもありますし、あと提示したものを保管したりすることもできます。鮮明に、子どもたちへの授業に活用できるものが大きなメリットだと考えております。よろしくお願ひします。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 愛荘町とそれから甲良町では実施をしているという話ですが、小学校の場合、私やっぱりすごく子どものそういう利用できるあれって、すごく差が激しいと思うんですけど、1年から6年まで全教室にそれを置くんですか。操作が、コロナ禍になっているから、自宅の待機の子もいっぱい出てきますよね。まだまだね。これからまた今はやってきているから。そういう遠隔操作ができるんやったら、自宅にいる子も、それに自分のこの問題に対して、答えはこうですか、全部そういうのも入っていくと思うんですが、全児童を対象にしているんですか。私は、低学年、高学年で、そういう理解度を全部一緒にして、先生がその電子掲示板でピッピ、ピッピやって、大学はよくやっているけど、そんなのが入るのかなと心配があるんですが、今の子はああいうIT機器の方や早くからパソコンの練習もしているんですけどね。そういう心配があるんですが、先生の方からは、全教室に置いて大丈夫だという、そういう先生のお話とか、先生にもそういう導入の説明をされたと思うんですが、どういう危惧とかそういうのはありませんでしたか。ちょっとその辺だけ説明してください。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

電子黒板1台、大きなものにつきましては各教室に置かせていただく予定でおります。例えば、使い方ひとつなんですけれども、先生のタブレットがそのまま映るとい形になりますので、例えば漢字一文字を映し出して、書き順はこうするんだよって手で教えるのも1つですけれども、電子黒板に映し出したものと一緒にやっていくという勉強の仕方も1つかと思いますので、使い方はいろいろできるかと思うんです。映し出したものを拡大することも縮小することもできますので、子どもたちが興味のあることを細かくきれいに映し出すことができるかと思っておりますので、かなりいろいろと工夫されていていただけるのかなと思っております。

やはり機械ですので、今後どのように、エラーとか出た場合とかの先生らのフォローというのと、あとどのようにしたら授業が面白く出来上がるのかということも、専門の方も入れながら考えていっていく必要があるのかなというふうには考えております。

河合議長 再々質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、まずこの台数、総数と、1台当たりどのくらいの結果となっているのかを教えてください。

それから、現場の先生方の声だということでしたので、この愛荘町、東小というのがちょっとメモりましたけど、東小、愛荘町とか、草津小とかの事例を教えてくださいましたけれども、どの学校にどのような方々が見に行ってきたのか。そして、その感想とかがもし聞けていたら、よろしく願いいたします。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の質疑にお答えさせていただきます。

総数につきましては、小学校、愛里保育園、豊郷幼稚園を含めまして、電子黒板47台を予定しております。1台当たりにつきましては、全て今回契約させていただいているときに、スタンド等も含めさせていただいている関係で1台当たりの金額というのはちょっと出てきませんが、当初予算として予定しておりました単価につきましては、35万円を予定しておりました。

愛荘町、草津小学校に行きましたのは、教育委員会の事務局、私も含めまし

て2人と、隣保館の教育の松尾先生のほうに来ていただきましたので、3人で行かせていただいております。

感想につきましては、今回私も電子黒板を使われていることを実際に見せていただいたのが、愛荘町に行かせていただいて間近に見せていただいたのが初めてでございました。子どもたちが1人ずつタブレットを持っているのと、大きな電子黒板で合わせて授業をされている風景を見せていただきまして、すごく子どもたちの答えを書いたやつが電子黒板に映し出されたとかしながら、お互いの意見をおっしゃっておられたのが、とても印象的でした。

よろしく申し上げます。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、現場の先生方というのは、お誘いなさっても来れなかったのか。やっぱり現場をご覧になれば、このようにして導入するんだとか、子どもたちの反応を見て、自分の授業にこんなして生かせるかなあというのが、その場でリアルに経験できたらとてもよかったんじゃないかと思うんですけども、せめて管理職クラスは皆さんが行っていただけるとか、そういうことは投げかけはなかったんでしょうか。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の再質疑にお答えさせていただきます。

管理職全員でということでしたが、授業を見せていただくということですので、少人数で行かせていただきました。その後に、この掲示装置を入れるに当たりまして、校区研という会議の中で、電子黒板というふうのはこうやって使うんだよということを各学校の先生たちに提示していただいて、説明を受けていただき、実際に学校の方に電子黒板の方を入れさせていただきまして、先生に自由に触っていただける機会を持っているところでございます。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 いいです。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第62号契約の締結につき議決を求めることについて（豊郷町立小学校他大型提示装置調達および設置業務）を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員賛成であります。

よって、議第62号は原案どおり可決されました。

日程第6、議第63号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第7、議第64号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第63号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、及び第64号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

職員については、給与表の改正があり、併せて勤勉手当の支給月数についても0.1月分の引上げ、また常勤の特別職の期末手当の支給月数については、0.05月分の引上げの人事院勧告がされました。豊郷町においても、これに基づき施行するもので、所要の改正を行うものであります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員 はい、議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 議第63号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。これにつきましては、昨今の物価高騰、いろんなことで人勧も引上げもしなきゃいけないというふうには給与の引上げの感じが出ていますが、これは期末手当等の100分の167.5とあるのを5.5%上がっているんですね。これについて、職員の場合は、課長職の方が一番高いんだと思うんですが、一番高い金額と、一番まだ1年目の方の増額分はどれだけになって、うちの平均給与っていつも出ますけど、平均でいくと、どれだけ上がるんですか。この63号については、職員の加算部分が、期末手当がどれぐらいになるのか、ちょっとその説明をお願いします。

次に、64号。これは、町長等の特別職員の常勤の者のこれも引上げなんですけど、この引上げ金額は幾らになるんでしょうか。それについても、それぞれ説明

をしていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、給与表につきましては、若年層を中心に最大月額3,000円から200円の増額となっていきます。また、勤勉手当につきましては、申し上げたとおり、0.1月分の引上げになります。一番高いので課長級、実際にいる課長級で約4万2,000円ほど、また一番安い主事補の中でも一番安い人で1万6,000円ほど増額になってまいります。

それから、特別職の方につきましても、0.05月が加算されるということになりますので、例えば町長ですと約3万9,000円増額になっていきます。それぞれ特別職、もちろん議員さんも含めてですけど、0.05月、月額に掛けていただければ出てくる数字となっております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 63号で、課長級の上がるのは4万2,000円ほど。主事補の一番等級の低い方は1万6,000円という形で説明あったんですけど、平均はどのぐらいになるんですか。役場の職員数で。この対象になる人の。それをちょっとさっきこれもお願いしていたんですが。お答えなかったもので、これもお願いします。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の再々質疑にお答えをしたいと思います。

平均につきましては、豊郷町役場の職員そのものの平均年齢がかなり低いこともございまして、よそよりも大分安くはなっているんですけども、全ての職員の給与月額で、今まだ給与、ボーナスの計算をしておりませんので、ちょっと正確な数字を持ち合わせておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

河合議長 再々質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第63号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員賛成であります。

よって、議第63号は原案どおり可決されました。

次に、議第64号に対する討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第64号豊郷町特別職の職員で常勤のものものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員賛成であります。

よって、議第64号は原案どおり可決されました。

日程第8、議第65号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)から日程第12、議第69号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第3号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第65号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)から、議第69号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第3号)までの一般会計補正予算、各特別会計補正予算、各事業会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第65号令和4年度豊郷町一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,874万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を53億1,970万7,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金188万1,000円、繰入金1,326万円、町債360万円を追加し、歳出では、議会費18万6,000円、総務費287万6,000円、民生費187万3,000円、衛生費82万円、農林水産業費27万円、土木費85万6,000円、教育費1,186万円を追加するものであります。

地方債の追加は、第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議第66号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億8,258万4,000円とするものでございます。

歳入では繰入金に、歳出では総務費にそれぞれ17万1,000円を追加するものであります。

次に、議第67号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億3,279万8,000円とするものでございます。

歳入では繰入金に、歳出では総務費にそれぞれ30万5,000円を追加するものであります。

次に、議第68号令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,679万5,000円とするものでございます。

歳入では繰入金に、歳出は総務費にそれぞれ12万円を追加するものであります。

次に、議第69号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第2条収益的収入及び支出の補正のうち、収入第41款下水道事業収益の既決の予定額に17万8,000円を追加し、3億3,582万6,000円とし、支出第51款下水道事業費用の既決の予定額に17万8,000円を追加し、総計を3億1,177万7,000円とするものであります。

第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費は、予算第7条中、（1）職員給与費を17万8,000円追加し、1,145万3,000円に改め、第4条他会計からの補助金は、予算第8条中17万8,000円を追加し、1,118万7,000円に改めるものです。

以上、議第65号から議第69号まで一括して説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 まず、議第65号令和4年度豊郷町一般会計補正予算につきまして、これにつきましては、先ほど人勧のあれに伴った補正がされておりますが、この中でパートタイム、会計年度任用職員の期末手当に対する増額補正があったと見られるんですが、うちの場合は、パートタイムの会計年度任用職員の期末手当というのはどういう基準で、今回の増額は先ほど言うたパーセンテージの増額だと思うんですが、どのくらいが出されているのか、その辺をちょっと教えてください。

それから、今回、豊日中学校の屋外トイレの改修工事。これを国土強靱化緊急対策事業債も借り入れてやるんですね。今そういう、私は債務を増やすということにあまり賛同はできないんですが、しかしその屋外のトイレというのは、今豊日中学校で何か所を対象にして、全協のときの説明では和式から洋式へと変更したいとか、そういう説明もございましたが、具体的に、教室以外の屋外運動場とかその周辺とか、プールの横とかいろいろあります。その辺のトイレの何個を和式から洋式にするのか。豊日全体のトイレ数で、屋内にあるトイレは和式洋式、どのくらいあるのか。ちょっと説明をしていただきたいと思います。65号関係はそれでいいです。

次に、議第69号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第3号)ですね。これは、なかなか理解するにはちょっと専門的な特殊用語が多過ぎて分かりにくいんですが、まず1ページの収入。款41、下水道事業収益の中で営業外収益、他会計補助金。ここで、補正が予定額より17万8,000円、補正がされているんですけども、この補正が何の他会計補助金の金額が補正になったのか、その内訳の説明をお願いします。

また、次の支出の面ですが、これに関しても款項目の総係費というところで同じ金額が増えているんですが、これを細目で説明してずっと見ていく中で、支出の2ページで、総係費の中で法定福利費、節の5、153万7,000円が補正は4万6,000円。あとの手当とかそういうのは人勧関係でと思うんですが、福利の方のこれは何なんですか。その点について。

そして、キャッシュフロー計算書と、令和4年度下水道事業会計というのがありまして、この中で減額がいっぱいここに出てくるんですが、この減額理由を専門的な話なので、ちょっと概略でいいから説明してほしいなと思います。会計のつくり方で何か支障があったとか、そういうことも説明ありましたが、さらに深めたいと思いますので、説明をお願いします。

河合議長 清水総務課長。

総務課長

それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

私の方は、一般会計の補正の中でパートタイムの会計年度任用職員の期末手当の部分をお答えしたいと思います。

パートタイムの会計年度任用職員につきましては、ご承知のとおり、それぞれ町の給与表に合わせて給与月額が決まっております。1の何号俸とかいうので、その人の前歴等に合わせて採らせていただいておりますけども、先ほど申し上げたとおり、その分の給与月額が上がりますので、その分が増額になっているということです。大体平均的にですけれども、パートタイムの任用職員さん、割と1の下の方へ行っておりますので、先ほど申し上げた一番若い子で大体1万6,000円ぐらい上がりますよというのを説明させていただきましたけれども、大体その辺の数字やということでご理解いただければと思います。

以上です。

地域整備・

上下水道課長

議長。

河合議長

山田上下水道課長。

今村議員

豊日中学校のトイレの答弁は。

地域整備・

上下水道課長

先に指名されましたので、答えさせていただきます。

まず、1ページの他会計補助金なんですけれども、2ページの収入の中に……。

今村議員

それは下水道や。65号をまだ質問に答えてもらってない。

河合議長

次、やります。やってください。

地域整備・

上下水道課長

他会計補助金、2ページの3の他会計補助金の中の右の備考欄に、一般会計繰入金（人件費分）とございます。水道企業会計と下水道企業会計の人件費につきましては、一般会計から全て補助されておりますので、今回の分はその分を入で見ているということです。中身につきましては、書かれていますとおり、扶養手当と勤勉手当と法定福利の分でございます。法定福利費というのは、例えば保険に係る事務費とかその他もろもろの経費の部分が法定福利費になっております。

以上です。

河合議長

小西直美教育次長。

教育次長

今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

豊日中学校の屋外トイレについてでございますが、ランチルームとプールの間のところでございますところの改修でございます。男子トイレにつきましては、和式がございますので、洋式1か所。小便器につきましては、変わりござい

ません。女子トイレにつきましては、和式が2か所、洋式が1か所、計3か所を洋式に変更させていただきます。屋内のトイレにつきましては、全て中学校については洋式化されているものと思っております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 65号のところで、この中学校の今、和式があるのは、結局屋外のランチルームとそれからあっちの出ていく方のあるところにある部分だけが、屋外にあるトイレなんですね。今の説明でいくと。ほかには部室の近くとか、ああいうところにはないんですね。和式が、結局0にするんですか。和式を。全部洋式化するんですか。どういう意味なのか。和式を残すのか、全部洋式化にしようというふうに考えておられるのか、それはちょっともう1回説明をお願いします。

それと、さっき山田課長の方から、補正予算の方の話ありました。このキャッシュフロー計算書で減額がいっぱいあるんですけど、これをもう一度説明してほしいということをお願いしていましたよね。ちゃんと答えていただけますか。お願いします。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

和式について全て洋式化させていただきますもので、和式は残らない形となっております。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 先ほどはすみません、お答えするのを忘れていまして、申し訳ございませんでした。

キャッシュフローにつきましては、企業会計の場合ですと一般会計と違いまして、支払いの発生が起きたときに全部計算しますので、長期前受金などの未払いの部分が計上したために、このように今回はマイナスの要素がたくさん出ているということでございます。

河合議長 再々質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 長期の分が入ったから未払いが出てくるというお話でしたが、この長期の分って何年で、計算書に未払金が入る予定になっていたんですか。それを単年度で全部処理していくという方法は、それってこのキャッシュフロー計算のとき、普通当初にそういうことは分かっているんじゃないかなと私は思うんですけどね。それは、そっちの専門業者に委託していたというんですが、それは専門業者のミスなんですか。それとも、こちらの依頼ミスなんですか。どちらでしょうか。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田上下水道課長。

地域整備・

上下水道課長 今村議員の再々質疑にお答えします。

業者のミスではなくて、去年度もそうなんですけれども、今の時期になると、1回マイナスになって、すぐにプラスに変わっていきます。毎月長期前受金を入れるのではなくて、まとめて発生してきますので、今の時期に発生するのでマイナスになるだけということでございます。

河合議長 他に質疑ありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、議第65号一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

歳出の部分の、まず10ページ、児童福祉費の中で、指導員の報酬というのが上がっております。そして、幼稚園費。戻りました、ごめんなさい。幼稚園費でも同じように、保育指導員等の変更があるんですけども、この背景が、なぜ補正で今挙がっているのか。幼稚園費は13ページです。教育保育支援員となっております。そして、14ページにも、教育保育支援員として上がっております。このように、今この時期に増額するその背景を教えてください。

そして、11ページの清掃総務費、生ごみの減量作業員費、12ページでは、土木費の中で、環境美化見回り隊作業員の増額が示されています。この背景も教えてください。

以上です。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

民生費の児童福祉費の指導員でありますとか、あと衛生費のごみの作業員、それから土木費の環境美化見回り隊等についてでございますが、これも全て実態に合わせまして、今このタイミングでさせていただくものでございます。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、その背景にあります人数を詳しく教えてください。

そして、この作業に当たっておられる方、特に保育教育支援員等はなかなか成り手がいないというのが現状なんですけれども、私たちの町の場合は、現場が希望する人数はしっかりと確保して、その人数でこういう数字になっているのかどうかを教えてください。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

それぞれの作業員等につきまして、詳細な人数は今、手元に持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

あと、この幼稚園等の指導員についてですけれども、当然ながら本町としても職員採用の方は苦慮しておりますので、募集をかけても応募がないというような状況の中で、何とか現行の人数で回っていただいているというような状況でございます。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 他に質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議第65号に対する討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第65号令和4年度豊郷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

河合議長 全員賛成であります。

よって、議第65号は原案どおり可決されました。

次に、議第66号に対する討論に入ります。討論ありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第66号令和4年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員賛成であります。

よって、議第66号は原案どおり可決されました。

次に、議第67号に対する討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第67号令和4年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員賛成であります。

よって、議第67号は原案どおり可決されました。

次に、議第68号に対する討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第68号令和4年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 賛成多数であります。

よって、議第68号は原案通り可決されました。

次に、議第69号に対する討論に入ります。討論ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第69号令和4年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

河合議長 全員賛成であります。

よって、議第69号は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。それぞれ自席でお待ちください。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時15分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

副議長の村岸善一君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、日程第13として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程第13として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより、事務局長に日程を配付させます。

議会事務局長 (日程表配付)

河合議長 日程第13、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、村岸善一君の退場を求めます。

村岸副議長 (退場)

河合議長 事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 それでは、辞職願について朗読をさせていただきます。

(朗読)

以上です。

河合議長 お諮りいたします。

村岸善一君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、村岸善一君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

村岸善一君の入場を許します。

村岸議員 (入場)

河合議長 村岸副議長には大変ご苦勞さまでした。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙についてを日程に追加し、日程第14として直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程第14として副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

ただいまより事務局長に日程を配付させます。

議会議務局長 (日程表配付)

河合議長 日程第14として、副議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

議会議務局長 (議場閉鎖)

河合議長 ただいまの出席議員は11名です。
次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に日比野雄二君及び辻本勇君を指名いたします。
投票用紙を配ります。

議会議務局長 (投票用紙配付)

河合議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

議会議務局長 (投票箱点検)

河合議長 異常なしと認めます。
それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

議員 (投票)

河合議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

開票を行いますので、日比野雄二君、辻本勇君、開票の立会いをお願いいたします。

議会議務局長 (開票)

河合議長 ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票10票、無効投票1票。日比野雄二君2票、西澤博一君4.5票、鈴木勉一君3票、西澤清正君0.5票。以上であります。

選挙の法定得票数は3票です。したがって、西澤博一君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

議会議務局長 (議場開放)

河合議長 ただいま副議長に当選されました、西澤博一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

西澤博一議員、副議長当選承諾と併せてご挨拶をお願いいたします。

西澤博一副議長 本日、臨時会におきまして、私、西澤博一が副議長を拝命させていただきましたこと、誠にありがとうございます。

この1年間、副議長という立場で、公務等々で一生懸命頑張ってまいりたいと思います。議長をはじめ、各議員の方々、また町長はじめ職員の方々のご指導とご鞭撻、ご協力を得ながら、1年間を頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。一言、ご挨拶に代えさせていただきます。

河合議長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

それでは、本日の会議を閉じます。

これにて、令和4年11月第2回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時34分 閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和4年11月28日

豊郷町議会議長

議 員

議 員